

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高槻市

2. 構造改革特別区域の名称

高槻・とかいなか創生特区

3. 構造改革特別区域の範囲

高槻市の区域の一部（原地区・櫛田地区（出灰、杉生、田能、中畑、二料））

4. 構造改革特別区域の特性

（1）地勢・交通

高槻市は、大阪府の北東部、京都と大阪のほぼ中間に位置し、人口36万人の中核市である。北は北摂連山の山々が連なり、南は淀川に面し、東は島本町、西は茨木市に接し、東西10.4km、南北22.7km、面積は105.31km²が市域である。

本市は交通の要衝の地で、国道171号やJR東海道線、阪急電鉄などの幹線交通網が整備され、京阪間の拠点として都市が形成されてきた。現在、JRの新快速や阪急電鉄の特急の停車駅を持つなど、その拠点性は大変高いものがある。今後、高槻ジャンクションインターチェンジを備えた第二名神自動車道が整備されることで市内から直接高速道路を利用できることになり、鉄道と合わせて広域的に交流する都市として発展が期待されている。

本区域（原地区・櫛田地区（出灰、杉生、田能、中畑、二料））は市域の北部に位置し、北摂山系の緑豊かな森林と田園が広がり、森林が占める面積は市域のおよそ半分に当たる4,645ha（構造改革特別区域予定面積、3,428ha）で、森林面積は府内の市町村で3番目の広さを有している。このような緑豊かな森林や田園は、自然環境の保全、生物生息空間の確保などの役割のほか、都市にはない安らぎを与え心身の癒しの空間として重要な役割を担っている。また、本区域は市街化調整区域に指定され農業を保全する地域にもなっており自然豊かな農地が残っている。そして、山間部では、農業構造改善事業に取り組む「緑の村」もあり、自然との触れ合いや温泉を備えた宿泊施設など都市の中の憩いの場を提供している。

(2) 人口

高槻市の人口は平成6年度の363,000人をピークに減少傾向にあったが、平成15年度以降は徐々に増加に転じ、平成18年3月末現在では約358,000人となっている。しかし、本区域の人口は平成14年3月末には2,177人、平成18年9月末には2,050人と年々減少傾向にある。また、市域全体で高齢化も進んでおり、特に本区域においては、老年人口の割合が平成14年3月末には23.9%、平成18年9月末には28.8%と、その傾向が顕著に表れている。

(3) 歴史・風土

高槻市は、変化に富んだ地勢と淀川・山陽道(のちの西国街道)という水陸2大交通路の要衝であったために数多くの歴史遺産を有している。また、弥生時代の環濠集落遺跡が発見された安満遺跡をはじめ、継体天皇の墓の可能性もある今城塚古墳など数多くの遺跡が残っており、古代から先人がこの地で生活を営んでいたことがうかがえる。戦国時代は、芥川山城の三好長慶やキリシタン大名で名高い高山右近の城跡もあり、江戸時代は高槻城を中心に城下町として繁栄した。そして、明治・大正の時代を経て、昭和18年1月1日に高槻市が誕生したが、当時は田園風景が広がるのどかなまちであった。昭和30年代以降は成長の時代を迎え、近代工場も進出して産業化が進展するとともに京阪神間のベットタウンとして発展してきた。しかし、本区域は、開発を規制する市街化調整区域の指定などから都市化が抑制され、緑豊かな森林や田園が残されている。

(4) 産業

地場産業(酒造り)

高槻(富田地域)は池田、伊丹とならぶ「北摂三銘酒」のひとつに数えられるお酒の名産地である。酒造りに適したお米や、豊かで良質な水に恵まれ、丹波・丹後からの農閑期の労働力など、昔から酒造りに必要な条件を備えていた。江戸時代の初めには、富田の酒造りは隆盛をきわめ、最盛期には24軒もの造り酒屋があったと伝えられている。江戸時代中期以降、灘の酒造業の勃興に伴って、生産量は次第に縮小されたが、酒造りの伝統は現在でも受け継がれ、今も2軒の造り酒屋が富田の地酒を守り続けている。また、隣の島本町ではウイスキー(山崎サントリー)の醸造が盛んである。この様に高槻市は古くから酒造りに適した地であるといえる。

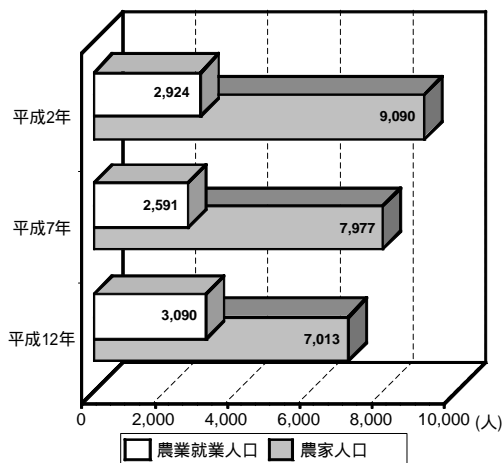
農業

）農地（出典：高槻市農林業振興ビジョン）

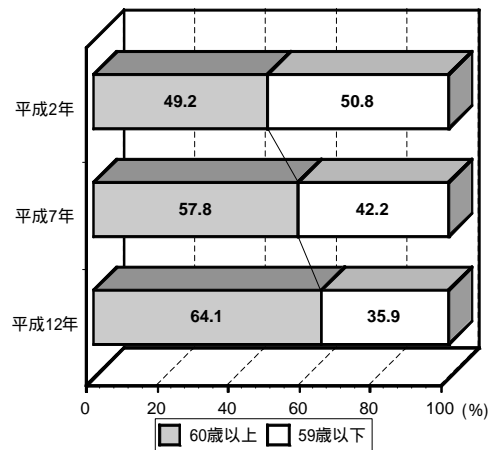
市域面積 10,531ha のうち、市街化調整区域内の農振農用地は 196ha、市街化区域内の生産緑地指定農地は 92ha、その他農地と合わせると全農地面積は 673ha となっている。その内、本区域の農地は 147ha あり、うち遊休農地が 6.3ha（平成 13 年度）ある。

）農家人口（出典：農林業センサス）

農家人口は年々減少しているが、平成 12 年の農家人口は 7,013 人で、うち農業就業人口は 3,090 人となっている。また、農業就業人口のうち、60 歳以上が占める割合も年々増加し、平成 12 年では 64.1% になっている。



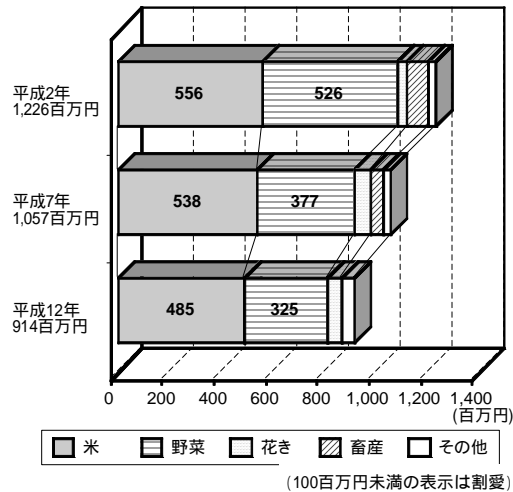
農家人口・農業就業人口の推移



農業就業人口のうち 60 歳以上が占める割合

）農業粗生産額（出典：農林業センサス）

平成12年の農業粗生産額は9億1400万円で、平成7年と比較すると1億4300万円減少している。作物別では、米が4億8500万円、次いで野菜が3億2500万円となっている。



部門別の農業粗生産額の推移

）特産物

市域北部ではシロウリ、トマト、しいたけ、さつまいも、いちごなどが特産品として栽培されている。また、本区域では、自然を生かし、地場産業として長い歴史を持つ寒天作りが盛んに行われていたが、都市化と温暖化の影響などから寒天作りは廃れ、現在製造を行っているのは一軒を残すのみとなっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

京阪神間のベットタウンとして発展した高槻市は、市街地の賑わいの一方で、本区域では緑豊かな森林や芥川の美しい渓流など多くの自然が残され、また、歴史遺産（芥川山城、神峰山寺など）やふる里体験などや、利便性の良さが相俟って、市民をはじめ近郊の各地から多くの行楽客が訪れ、都市圏の憩いの場となっている。本区域は市街化調整区域で農業を保全する地域でもあるが、農業従事者の高齢化などから遊休農地も多い。しかし、現在、農業従事者有志により、都市農業を守り育て、自然農法を推進した農薬を使わない米作りや、野菜作りの普及などによる地産地消の推進、更には、ぶどう・ももの栽培など、この地域では珍しい果樹栽培にも取り組んでいる。また、市街化を抑制して自然景観を大切にし、多くの市民の憩いの場として豊かな自然を守る活動も始まっている。

農業従事者自らが地元で取れた野菜や果物を販売し、また、地域で栽培したそばを用いて食堂経営に取り組み、事業の拡大を図りながら地域農業の振興と農業経営の安定化に取り組んでいる。本区域は、元々、自然を生かし、地場産業として長い歴史を持つ寒天作りが盛んに行われていたが、都市化と温暖化の影響などから寒天作りは廃れ、今は一軒を残すのみとなっている。こうしたことから都市農業を振興し、一方で村おこしの一環として地域の特産品を創ろうとの活動が始まっている。

また、北摂地域は良質な水に恵まれ、古くから酒造りが盛んな地域でもある。特に富田地域は江戸時代から酒造りが盛んで、また、隣りの山崎でもウイスキーの醸造が盛んに行われている。

そこでこの度、地産地消や農業体験事業等と合わせ、古くからの酒造りの地としての原点に戻り、良質な水と自然農法で栽培した酒米を使い、農家を作る地域の個性ある美味しいお酒として「濁酒」を製造しようとするものである。この『高槻のどぶろく（濁酒）』を地域ブランド・シンボルとして育て、観光客のお土産や地域での飲食に提供することにより地域活性化につながるもので、延いては農業振興や村おこしの取組を推進することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

新たに地域ブランドとして濁酒を提供することにより、これまでの豊かな自然や農業体験、地元農家が作った新鮮で安心な農産品を求めてやってくる観光客の更なる増加につながり、特定農業者の農業経営の安定化や遊休農地の活用を含めて都市農業を振興し、地域産業の振興にもつながることになる。

また、現在、高槻市は大阪府と共同で「大阪をたがやそう特区」(平成17年9月1日、全国展開)に取り組んでいるが、このような積極的な取組が新たに地域の魅力を生み出し、都市部からの交流人口の増加や、手軽に行ける農地としての利を生かして市民農園、農産物のオーナー制度などにも取組むことができる。都市に居住しながら米作りなどの農作業にも参加し、その農産物を得ることで昨今のスローライフ志向にも同調でき、グリーンツーリズムに向けた取組として、村おこし(地域おこし)に大いに貢献することが期待できる。それにより、地域に活力が生まれ、地元住民が自らの地域を見直すことで、持続的な地域活性化につながるものとする。

以上のように、濁酒効果や種々の事業展開を行うことにより農業収入の増加を図り、農業を始めとする関連産業を振興して、持続可能な村づくりを形成していくことを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を実施することにより、以下のような効果が考えられる。

(1) 新規起業

酒米の栽培、濁酒製造事業、濁酒など地域産物を提供する飲食店や物販店の経営など新規起業が促進されると考えられる。

	現在	平成19年度目標	平成22年度目標
自家製による酒類製造件数	0件	1件	4件
農家レストラン等の開業件数	2件	3件	5件

(2) 交流人口の増加

濁酒を地域ブランドに育て、濁酒効果などによる地域魅力の向上から交流人口の増加が見込める。(観光客入込数、本区域全体を対象とする。)

	現在	平成19年度目標	平成22年度目標
宿泊客数	3,100人	3,500人	4,500人
日帰り客数	140,000人	142,000人	150,000人

(3) 農家所得の向上

濁酒効果などから交流人口が増加し、ふるさと(農村)型観光を求める人々が農村地域を訪れるため、特定農業者は、農業体験や味覚狩り、そば打ち体験などの食品製造体験など、観光産業と農業を結び付けることにより、副収入による農家所得の向上が見込める。

(4) 農地の保全

酒米栽培やそば栽培などの作付面積の増加や濁酒効果からくる農業振興により、遊休農地の活用などが考えられ健全な農地保全に努めることができる。

	現在	平成19年度目標	平成22年度目標
酒米用作付面積	0 m ²	1,000 m ²	4,000 m ²
遊休農地面積	63,500 m ²	63,000 m ²	61,000 m ²

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特定事業に関連する事業

都市農業の保全・育成

・酒造好適米の研究事業

特定農業者、地元酒造の専門家、研究機関などの協力を得て、酒作りに最適な米の栽培を目指した研究や、また、地元推奨米（ヒノヒカリ）の酒米活用に向けた研究に取り組む。

・地産地消推進事業、及び遊休農地活用事業

濁酒効果に合わせ農作物の市内量販店、飲食店等への供給システムを確立し、そのための栽培促進を図る。また、朝市の充実やフリーマーケットの活用、宅配サービスなどネットワーク化を図る。そうすることで、市民の食に対する新鮮・安全・安心志向に応え、消費地の近辺に位置する有利な立地条件を生かした農産物の地産地消を推進し、合わせて、農業所得の増加を図る。また、遊休農地の有効活用を図り農地保全に取り組む。

・グリーンツーリズム推進事業

農業体験、そば打ち体験、酒米作り、味覚狩りなど、体験型プログラムの開発を行い、グリーンツーリズム志向者を受け入れる体制づくりを促進すると共に、農地や森林を利用した短期滞在型のクライングルテンの整備を検討する。また、北部山間地域にある「緑の村」など、施設間のネットワーク化に努める。

地域環境の保全・活性化

- ・ 地域環境の保全

本区域の豊かな自然や農地の保全に努めると共に、都市住民との交流を通し、地域産業を興し農業経営の安定化を推進する。

- ・ 特区内で開催されるイベント等とのタイアップ

毎年4月に北部「原地区」で行われる「原の蛇まつり」や、地域を訪れる観光客に濁酒を振る舞うことにより、地域と都市部の住民の交流が促進され地域の活性化につながる。

別紙（特定事業番号 707）

1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家レストラン等の自己の営業場において酒類を飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(ア) 事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

(イ) 事業が行われる区域

高槻市の区域の一部（原地区・榎田地区（出灰、杉生、田能、中畑、二料））

(ウ) 事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

(エ) 事業により実現される行為や整備される施設

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒の製造・販売が可能となり、農家レストランなどのお土産や飲用に地域の特産品として手作り濁酒を提供することができ、交流人口の増加などから農業振興、地域活性化が図れる。

5 . 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を営む特定農業者が、自ら生産した米を原料として自己の酒類の製造場において濁酒を製造し、提供するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は適用しないこととされる。

このことにより、個人経営であるような小規模な農家レストランや特産品販売所でも、濁酒の製造提供が可能となり、新規起業の促進されることによって農家所得の増加や都市住民との交流の拡大が見込まれ、農業振興の推進や持続可能な村づくりの形成が期待される。

なお、当該特定事業により濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告や納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、また、構造改革特別区域に認定されても、酒類の製造免許を受けなければ濁酒の製造をしてはならないこと、農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者でなければ当該規制の特例措置を受けられないこと、濁酒の製造免許を受けた特定農業者が酒税法の規定に違反すると罰則の対象となり、製造免許が取り消されることなどを市の広報紙等で広く周知徹底を図り、酒税法違反を未然に防ぐよう努める。